

千歳市いじめ防止基本方針の改正（概要）

【改正のポイント】

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改正されたことから、この内容を踏まえ、千歳市いじめ防止基本方針を改正

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- ・「いじめ」から除いていた「けんか」についても、子どもの感じる被害性により、いじめに該当するか否かを判断すること
- ・「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とするが、「いじめ」事案としての情報共有は必要であること

いじめの防止等のために市が実施する施策

- ・スクールソーシャルワーカーの配置を追加
- ・いじめ対応の体制整備、教員業務の明確化等の業務負担軽減を追加
- ・幼児期における取組について追加
- ・各種相談窓口が児童生徒に活用されるよう、取組の周知を追加
- ・加害児童生徒の出席停止に係る留意事項及び被害児童生徒への弾力的な対応を追加
- ・学校評価や教員評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組や日常の未然防止、早期対応等を評価することを追加

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- ・学校いじめ防止基本方針の具体的内容について追加
- ・学校におけるいじめ防止等の対策組織の役割の具体化
- ・いじめの解消している状態について定義付けと対応の具体化

千歳市いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月）

いじめ防止対策推進法及び国の基本方針に基づき、いじめの根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定。

【内容】

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの防止等の対策に関する基本理念やいじめの定義などについて記載

2 いじめの防止等のために市が実施する施策

いじめ防止基本方針の策定と組織の設置、教育委員会が取り組む施策（未然防止、早期発見、早期対応等）などについて記載

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置、学校におけるいじめ防止の取組（未然防止、早期発見、早期対応等）などについて記載

4 重大事態への対処

重大事態の意味、教育委員会による調査、重大事態が起きたときの対応の流れなどについて記載

※いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

いじめの問題を社会総がかりで対策を進めるため、平成 25 年 6 月に制定、9 月 28 日から施行

※国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月）

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定

国のいじめ防止等のための基本的な方針の改正（平成 29 年 3 月）

平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法附則の「いじめの防止等のための対策については、法律の施行後 3 年を目途として検討を加え、必要な措置を講じる」旨の規定を受けて改正

国の改正の主な内容

- ・いじめの定義の改正（けんかに関わる記載を改正）
- ・児童生徒から活用されるよう、相談窓口の取組の周知
- ・教員業務の明確化等の業務負担の軽減
- ・いじめ防止等のための取組状況を学校評価の評価項目に位置付け
- ・就学前の幼児期における取組を追加
- ・いじめの「解消」の定義の明確化と対応の具体化

市の基本方針の主な改定内容

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

◎いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめの定義

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などは、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能だが、法に定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織への情報共有は必要となる。

2 いじめの防止等のために市が実施する施策

◎教育委員会が取り組む主な施策

○いじめの未然防止

- ・教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置するほか、各学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、スクールカウンセラー等による市内全域を対象とする教育相談を実施し、相談体制の充実を図る。
- ・いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進し、部活動休養日の設定や部活動指導員の配置等、教員業務の明確化など業務負担の軽減を図る。
- ・幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

○いじめの早期発見

- ・各種相談窓口が児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する。また、学校がいじめ対策組織の構成員となっているスクールカウンセラーは、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

○いじめの早期対応

- ・いじめの加害児童生徒に出席停止の措置を行った場合、学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援するほか、被害児童生徒やその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

○学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- ・いじめ問題の対応において、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底し、いじめ防止の取組状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう指導・助言を行う。
- ・教職員がいじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど、学校運営の改善を支援する。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

◎学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

○学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校いじめ防止基本方針は、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、取組方針等を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ等で公開し、その内容を入学時・各年度に児童生徒、保護者等に説明する。

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの問題に対する取り組むものとして、次のような役割を担う。

ア．未然防止

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと。

イ．早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図り、いじめに係る事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うこと。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

ウ．各種取組の実施・検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと。
- いじめの防止等に係る校内研修を企画し、実施すること。
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと。

- ・学校いじめ対策組織は自らの存在及び活動が児童生徒及び保護者に容易に認識され、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、迅速かつ適切に解決する窓口と認識されるようにしていく必要がある。

◎学校におけるいじめの防止等に関する取組

○いじめの早期対応

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも 3 か月を目安）
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・教職員は、いじめが解消した場合でも被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。